

事 務 連 絡
平成21年11月30日

地方社会保険事務局 殿

社会保険庁運営部年金保険課
適用・徴収対策室
室長補佐 渡辺 智

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための
適正な事務処理の徹底における添付書類の取扱いについて

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の発生を防止するための適正な事務処理の徹底については、平成21年3月17日庁保険発第0317001号及び平成21年11月10日庁保険発第1110002号をもって通知（以下「通知」という。）したところでありますが、当該通知における添付書類（賃金台帳及び出勤簿並びに所得税源泉徴収簿の写し）の考え方は下記のとおりとなりますので、遺漏のないよう対応方お願いいたします。

記

当該通知による添付書類（賃金台帳及び出勤簿並びに所得税源泉帳簿の写し）の取扱いについて以下の1及び2によること。

1. 被保険者喪失届

被保険者喪失届の「④資格喪失年月日」に記入された日付が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しの添付を求め、資格喪失の事実発生日を確認することとしているが、当該賃金台帳及び出勤簿の写しは、当該被保険者の退職の日の属する月の添付を求めることとする。

ただし、退職の日に疑義等があり他の月の分を確認する必要がある場合においては、当該確認を必要とする月の分の添付を求めることとする。

2. 被保険者報酬月額変更届

- (1) 被保険者報酬月額変更届の「改定年月」に記入された年月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合は、固定的賃金の変動のあった月の前月以降の賃金台帳及び出勤簿の写しの添付を求め、また、被保険者が株式会社の役員の場合にあつては、固定的賃金の変動のあった月の前月以降の所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付を求め、報酬訂正の事実を確認することとしているが、当該賃金台帳及び所得税源泉徴収簿の写しは、固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの添付を求めることとする。

また、当該出勤簿の写しについては、固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月までの添付を求めることとする。

ただし、改定月以降に定時決定等がなされており、他の月に係る報酬等を確認する必要がある場合などにおいては、当該確認を必要とする月の分の当該賃金台帳及び所得税源泉徴収簿並びに出勤簿の写しの添付を求めることとする。

- (2) 標準報酬月額を大幅に引き下げる場合においては、固定的賃金の変動のあった月の前月以降の賃金台帳及び出勤簿の写しの添付を求め、また、被保険者が株式会社の役員の場合にあつては、所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付を求め、報酬訂正の事実を確認することとしているが、当該賃金台帳及び所得税源泉徴収簿の写しは、固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの添付を求めることとする。

また、当該出勤簿の写しについては、固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月までの添付を求めることとする。

ただし、他の月に係る報酬等に疑義があり確認する必要がある場合などにおいては、当該確認を必要とする月の分の添付を求めることとする。